

子どもの貧困 生活費・教育費ホットライン



- お金を貸してくれる公的な機関は？
- 奨学金制度について知りたい
- お金がなくて子どもが学校に行けません
- 今の私に受けられる手当は？
- 生活費が足りないのですが、生活保護は受けられますか？

このような問題に、弁護士が無料で相談に応じます

実施期間 **2010. 6. 21(月)**

10時～16時

よういく

なやみ



0120-419-783

※上記は特設電話番号です。相談日以外は御利用いただけませんので、御注意ください。

主催：島根県弁護士会・日本弁護士連合会